

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「被爆者援護法」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

（１）市町村等が処理することとする事務について定めた規定中、当該事務の根拠となる被爆者援護法の条項を改める。

（２）施行期日は、公布日とする。